

第12回大阪府環境審議会

会議録

開催日 平成10年12月24日

場所 プリムローズ大阪

第12回大阪府環境審議会会議録

開会 午後2時0分

司会（吉田課長代理） ただいまから、第12回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

現在、ご出席いただいている委員の人数は31名でございます。環境審議会条例の規定によりまして、本会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

申しおくれましたが、私は、当面の進行役を務めさせていただきます環境農政課課長代理の吉田でございます：どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に移ります前に、平成9年12月18日の本審議会以降、新たにご就任いただきました委員の方々をご紹介させていただきます。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

まず、学識経験者委員につきまして、8月1日付けで委嘱させていただきました、大阪府立大学学長の相賀 一郎委員でございます。

産業経済新聞社の阿部 雅美委員でございます。

大阪弁護士会の西口 徹委員でございます。

大阪女子大学教授の西山 淳子委員でございます。

次に、大阪府議会から選出された委員をご紹介申し上げます。

浦野 靖彦委員でございます。

田中 義郎委員でございます。

林 啓子委員でございます。

杉本 弘志委員でございます。

青山 正義委員でございます。

小谷 みすず委員でございます。

次に、市町村長及び関係地方行政機関の長の委員につきましても、異動による交代がございました。本日は、皆様所用のため、代理の方のご出席でございますが、

河内長野市長 橋上 義孝委員の代理の藤部長でございます。

近畿通商産業局長 杉山 秀二委員の代理の田口係長でございます。

近畿運輸局長 岩崎 勉委員の代理の高瀬課長でございます。

第三港湾建設局長 川島 毅委員の代理の三上所長でございます

この方々にもご就任いただいております。

では、開会に当たりまして、毛利環境農林水産部長から一言ごあいさつを申し上げます。

毛利環境農林水産部長　環境農林水産部長の毛利でございます。第12回大阪府環境審議会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、委員の皆様には、平素より本府環境行政の推進につきまして格別のご支援、ご協力を賜り、また本日は年末のお忙しいところご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、今年は旧環境保健部環境局と旧農林水産部が組織統合いたしまして、環境農林水産部としてスタートした年でございます。この間、農林水産業が持つ環境保全機能や自然教育機能などの多面的機能を活用して、豊かな食の提供と環境の保全・創造に向けて、環境行政、農林水産行政の施策の再構築に積極的に取り組んでまいりましたところでございます。

また、後ほど報告がございますが、ことしはダイオキシン問題という大きな課題に直面した年でございました。4月に、豊能郡美化センター周辺におきまして高濃度のダイオキシンの検出が判明し、本府としても、直ちに府内にダイオキシン対策会議を設置して、発生源対策や環境調査などの総合的な対策を進めてまいりました。環境行政の基本は、府民の皆さん暮らしと健康を守るということにあると存じます。こうした観点に立って、今後ともダイオキシン等の有害化学物質対策に重点的に取り組んでまいりたいと存じております。

今日、環境問題の解決に向けて、社会の構成員すべてが自発的に、行動の基準に「環境」という尺度を持つことが求められております。このため、大阪府では現在、本庁舎におきまして環境ISOの認証取得に取り組んでおります。省エネや省資源、リサイクルなどの環境管理活動に率先して取り組み、来年3月末までに認証を取得するとともに、市町村や事業者に対して環境管理活動の普及促進に努めてまいりたいと考えております。今後とも、こうした取り組みを通じまして、豊かな環境都市・大阪の実現に向けて環境対策をより一層推進してまいりますので、引き続き皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願ひいたします。

さて、本日は、平成11年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について

お諮りさせていただきます。府域の水質の状況は、大和川を初めとして依然として大変厳しい状況にあり、本府では下水道の整備や合併浄化槽の普及などに積極的に取り組んでいるところでございます。委員の皆様方の活発なご審議、ご意見をよろしくお願ひいたします。

簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

司会（吉田課長代理） それでは、議事に入りたいと存じます。

議事の進行につきましては、矢吹会長、よろしくお願ひいたします。

矢吹会長 それでは、早速でございますが、議事を進めさせていただきます。

初めに、議題に入れます前に、会長代理をしていただいておりました中馬委員が退任されましたので、審議会条例第4条第3項に基づきまして、新たに会長代理を指名させていただきたいと思います。

会長代理は、学識経験者の委員の中から会長が指名することになっておりますので、今回から委員になっていただいております相賀委員にお願いしたいと存じますが、相賀委員、いかがでございましょうか。どうぞよろしくお願ひいたします。

相賀委員 ただいま会長からのご指名でございますので、大変若輩でございますけれども、会長代理を引き受けさせていただきます。どうぞ皆様方、よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

〔相賀委員 会長代理席に着く〕

矢吹会長 それでは、議事に移りたいと思います。

議題1の平成11年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画についてでございますが、これは諮問事項でございますので、まず諮問をお受けいたしたいと思います。

毛利環境農林水産部長

環指第 515号

平成10年12月24日

大阪府環境審議会

会長 矢吹萬壽様

大阪府知事 山田 勇

平成11年度公共用水域の水質測定計画及び
地下水質測定計画について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定により、平成11年度における公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画を別添案のとおり作成することについて、貴審議会の意見を求めます。

[毛利部長より矢吹会長に諮問文手交]

矢吹会長　　ただいま、平成11年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について、諮問をお受けいたしました。

それでは、ご審議をいただきたいと存じますが、まず事務局から説明をお願いします。

事務局（吉田室長）　　環境指導室長の吉田でございます。

それでは、本日お諮りをいたしております水質測定計画案につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、今お渡しさせていただきました諮問文の根拠でございますけれども、水質汚濁防止法第15条におきまして、知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないとされております。また、同法第16条におきまして、知事は毎年、国の地方行政機関の長と協議して、公共用水域及び地下水の測定に関する計画を作成するとされております。

そこで、府は、近畿地方建設局を初め大阪市、堺市等の水質汚濁防止法に基づく政令委任市等のご協力をいただきまして、水質測定を行っております。これらの関係機関の水質測定が統一的かつ効率的に実施されますように、毎年、水質測定計画を作成することとしていたしまして、本審議会にご審議を賜っております。この測定計画に基づいて測定いたしました結果につきましては、毎年環境白書等によりまして公表いたしているところでございます。

測定計画のご説明の前に、平成9年度の水質の状況につきまして、簡単にご説明を申し上げたいと思います。お手元に配布させていただいております資料でございますが、資料の1-1から1-6までが諮問の関係の資料でございます。

それでは、1-6の1ページをお開き願いたいと思います。9年度の公共用水域に係る水質測定結果をまとめてございます。

まず、1の河川でございますが、98河川 138地点におきまして測定を実施いたしております。アの人の健康の保護に関する項目につきましては、すべての河川で環境基準を達成いたしておりました。また、水質ごとに類型指定して評価をいたしますイの生活環

境の保全に関する項目につきましては、代表的な汚染指標とされておりますBODで見ますと、表-1の一番下段の合計にございますように、府域で環境基準が設定されている73水域のうち35水域で環境基準を達成しております、その達成率は47.9%となっております。

次に、2の海域でございますが、大阪湾の22の地点で測定をいたしております。アの健康項目に関しましては、すべての測定点で環境基準を達成いたしております。また、イの生活環境項目のうち、代表的な汚濁指標とされているCOD、及び富栄養化の要因物質とされている全窒素あるいは全燐でございますが、2ページをお開きいただきますと、表-2及び表-3がございます。上の表のCODにつきましては、Cというのは大阪湾の奥の部分、Aは大阪湾の中央部でございますけれども、そのCの地域で、また、下の表の全窒素、全燐につきましては、これも大阪湾の奥の方のIVの海域で、環境基準を達成しております。ただ、中央部の海域につきましては、いずれの項目も環境基準の達成には至っておりませんでした。今後、より一層の水質改善を図りますために、工場、事業場に対する規制指導はもとより、下水道の整備、あるいは生活排水対策などの種々の施策を総合的に講じていくことが必要でありまして、銳意これらの施策の推進に努めているところでございます。

3ページをお開き願います。IIの地下水質の現況でございますが、平成9年3月13日に地下水質の環境基準が設定されました。さきにご説明いたしました公共用水域の健康項目に係る環境基準と同じ値で設定されております。

まず、1の概況調査でございますが、府域全体の地下水質を把握いたしますために測定を実施しております、平成9年度は86地点の井戸について測定をいたしております。その結果、5地点で環境基準を超えておりました。

次に、2の汚染井戸周辺地区調査でございますけれども、これは概況調査などで汚染が検出されました井戸の周辺の汚染状況を確認いたしますために実施するものでございまして、平成9年度は9地区42地点で測定をいたしております。その結果、7地区で環境基準を超えておりました。これらの地区につきましては、平成10年度以降、監視を続けていくこととしてございます。

次に、3の定期モニタリング調査でございますけれども、これは、地下水の調査の結果、環境基準を超えている地域につきまして、経年的な監視を行うということで実施をいたしております。表-5をごらんいただきますと、67地区の88地点につきまして測定

を実施いたしております。この表の中で、「評価基準」という表現が監視対象項目にございますけれども、これは「環境基準」でございますので、まことに恐れ入りますが、ご訂正をお願い申し上げます。評価基準につきましては、先ほど申し上げました地下水について環境基準が設定されたときに環境基準という表現に変わってございますので、この修正をお願い申し上げたいと思っております。今申し上げました67地区88地点の測定結果につきましては、34地区43地点で環境基準を超えた状況が継続をいたしております。

次に、4の最近の地下水汚染対策についてでございますけれども、工場、事業場によります自主的な地下水汚染調査が実施されまして、地下水汚染の報告がなされております。この報告を受けまして、府の関係機関による周辺地区調査並びに専門家から成ります対策検討委員会で検討し、今後の調査、浄化対策等、工場、事業場への規制指導に努めてまいりたいと考えております。

4ページをお開き願いたいと思います。図-1、図-2がございます。この図の中でも、先ほど申し上げました「評価基準」という言葉を使ってございますので、まことに恐れ入りますが、「環境基準」にご訂正をお願い申し上げたいと思います。図-1では、定期モニタリング調査地点を図示いたしております。また、図-2では、定期モニタリング調査の監視状況の経年変化を図示してございます。このように定期モニタリング調査地点が増加の傾向を示しておりますので、現在、抜本的な対応策を含めた今後の方針を検討中でございます。次年度には、その検討結果についてご報告させていただく予定でございます。

これが水質の現況でございまして、それでは、諮問いたしております平成11年度の公共用水域の水質測定計画案につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

資料の方は、資料1-2と1-3が本編でございます。この1-2と1-3につきましては、毎年継続して調査測定することを基本に置いてございまして、今年度もこういう形で取り組みを進めており、来年も引き続いて行うということでございます。したがいまして、今年度との違い、変更点を先にご説明申し上げたいと思います。変更点につきましては、資料1-4と1-5をごらんいただきたいと思います。

まず、1-4でございますが、これにつきましては公共用水域の水質測定計画の変更点でございます。大きく分けまして、3点ございます。

1点目は、水質汚濁防止法に基づく政令委任市が、現在大阪市等8市ございますけれ

ども、平成11年度からは茨木市及び寝屋川市が政令委任市となる予定になってございます。これに伴いまして、両市の大阪府所管の測定点をそれぞれ両市に移管いたします。茨木市内につきましては、神崎川水域の5地点、いずれも環境基準点でございますが、移管をいたします。寝屋川市内につきましては、寝屋川水域の環境基準点1地点と準基準点1地点の計2地点を移管するということで、先ほど申し上げました本編資料1-2の方では、7ページにその旨を記載しております。いずれの地点も、平成10年度までの大阪府の測定内容に準じておりますので、大阪府域としての変更はございません。

2点目は、測定方法についてでございます。表にございますように、測定項目につきまして、日本工業規格（JIS）の一部改正により分析方法の表記の変更を行っておりますが、分析方法自体には変更はございません。

3点目は、一番下の行に書いてございますように、10年度まではこの計画に掲載しておりませんでしたけれども、今回は巻末に環境基準一覧を記載いたしました。本編では、28ページにその旨を記載しております。

では、資料1-2の「公共用海域の水質測定計画案」の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、水質の測定地点でございますが、河川につきましては98河川 138地点で、海域につきましては大阪湾内22地点で測定を実施することを予定しております。また、底質につきましては、海域の15地点で測定を実施することといたしております。

次に、測定項目は、1ページの下段から3ページまで、表でまとめさせていただいております。

測定回数でございますが、8ページをお開き願いたいと思います。8ページに、測定回数の区分ごとに、年間何回測定を行うかということをまとめてございます。河川ごとの調査ポイントは、10ページから21ページに順次、表と図で示させていただいております。海域の調査測定ポイントにつきましては、22ページ、23ページに記載をさせていただいております。

以上が公共用海域の水質測定計画でございまして、基本的には本年度同様の測定を実施するという予定をさせていただいております。

次に、地下水の関係でございますが、地下水につきましても、同様にまず資料1-5で説明をさせていただきたいと思います。資料1-5では、地下水の測定計画の主な変更点ということで、表でまとめさせていただいております。

大きくは3つのくくりにしてございますが、左の方に調査区分として、まず、概況調査というのがございます。概況調査の測定点につきましては、先ほどの公共用水域でも申し上げましたように、茨木市及び寝屋川市が政令委任市になる予定ということから、両市の測定地点分として2地点を増してございます。

次に、2番目のくくりの汚染井戸周辺地区調査でございますが、概況調査等によりまして新たに判明いたしました汚染の範囲を確認するために、汚染判明後速やかに必要な調査を実施することといたしたいと思っております。これは本年度もそういうことで調査をいたしておりますが、調査ポイントは汚染が判明した時点で決めていくということで扱わせていただきたいと考えております。

3番目に、定期モニタリング調査でございますが、継続的な監視を目的とした調査でございまして、新設、廃止を合わせまして12地点8地区が増加いたしております。全体としましては、105地点79地区になってございます。なお、廃止いたします1地点につきましては、井戸が廃止されたためでございます。

こういう変更につきまして、資料1-3、本編のご説明をさせていただきたいと思います。

資料1-3の1ページをお開き願いたいと思います。まず、概況調査でございますけれども、90地点で実施することといたしました。また、定期モニタリング調査につきましては、105地点79地区で実施することといたしております。概況調査の調査地区名と測定項目につきましては、4ページから6ページまでの表にまとめてございます。また、定期モニタリング調査の周辺地区名と測定項目につきましては、8ページから10ページにかけてまとめてございます。これらのポイントの図示は11ページにございます。

それから、12ページでございますが、別表3といたしまして、測定方法の一覧を掲げております。これは、公共用水域の水質測定の変更点で申し上げましたJISの関係での表記の変更を行ってございます。分析方法等については、変更はございません。

以上で平成11年度地下水測定計画案の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

矢吹会長 諒問の内容はただいま説明のあったとおりでございますが、本件につきまして、何かご意見なりご質問がございましたら、どうぞお願ひいたします。

西口委員 地下水の関係で、井戸が汚染されたというのは、環境基準を超えたという意味なのか、それとも前年度よりも状況が悪化したというか数値が何かなったのか、どう

いう意味なんでしょうか。

事務局（吉田室長） 繼続して調査をするポイントもございますし、それからまたいわゆる検出されたところにつきまして新たに調査をするということがございます。なお、定期的にやる場合は、3つのくくりがありますが、その中の定期モニタリングのところで最終的には継続調査も実施することになっております。

田中（義）委員 大和川の水質の問題でございますが、このデータからも、また環境白書の121ページでも大和川水域環境保全対策の実施ということでご報告をいただいているんですけれども、とにかくワースト1、ワースト2ということでございます。非常にすばらしい環境、いわゆる山、川、そしてまた私たちにとりましては、私の地元は柏原でございますので、これは母なる川として愛され今日までずっと来ておりまして、その周囲の景観等につきましては申し分のないすばらしい環境保全をしておりますし、同時にまた大和川工事事務所におきましても大和川整備について非常にご熱心にやっていただいているわけでございます。しかし、遺憾ながら、水質そのものが全国1、全国2という汚名で今日まで来ておるということについて、それはどこに原因があるんだろうか、こういうことあります。

今、大和川のすばらしい河川敷、オープンスペースは、それこそ府民の皆さん方の憩いの場所として、ゲートボールなり、グランドゴルフなり、ちょっとした集会もたくさんなさっておられますし、また釣り人も楽しく過ごされている。そういう環境があるわけですが、今、地球環境時代を迎えまして、大阪府の中で全国1、全国2、いわゆるワースト1、ワースト2の大和川、この川がこうした水質にあるのはどこに汚染があるのかということで、私も議会の中では常にお願いを申し上げておるわけでございます。

この白書の中でも、はっきりと平成8年度ワースト1ということが書かれているわけですが、この環境の観測地点からいいますと、大阪府内に絞られておるわけでございます。大和川というのは、源流は三重県、奈良県で、そこまで行っているわけでございまして、こうした広域的な川の流れというものがあるわけです。大阪の方は最下流になるわけでございますから、ここで環境問題、そしてまた下水道の整備等非常にご熱心にやっていただいておりますけれども、大阪府だけではどうしても解決できない広域的な問題があるのではないか、このように思う次第でございます。

できましたら、奈良県と大阪府との県境の水質がどうなっているのかということの中で、これは広域的にお話もしてもらわなければいけません。先般、大阪府知事さん、近

畿建設局長さん、奈良県知事さんがヘリコプターに乗って空からご視察されて、川の流れ、また上から見ても川の水が違うなというようなお話を聞いたわけでございますが、本問題については、私たち地元にとりましては、柏原から下流の堺市までご关心も非常に深うございますし、ワースト1、ワースト2という汚名を一日も早く返上するのが一番の使命ではないか、このように痛感いたす次第でございまして、これは私たちが一番熱望いたしておる問題でございます。

私、子供のころは泳ぎにも行きましたし、非常に水質がきれいでございましたけれども、今は、上から見ましても、近くへ行きましたも、濁って底がなかなか見えない、こういう環境でございます。できましたら、この点について本審議会におきましてもご配慮をちょうだいいたしまして、21世紀への一つの大きな環境という中で、大和川の水質そのものに視点を当てていただきましたと、このように思う次第でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

矢吹会長　　これは皆さんが腐心しておられる問題でございますが、何か事務局の方でございましたら。

事務局（吉田室長）　　今、委員ご指摘の状態につきましては、私どもも知事を筆頭に、大和川は奈良県とも連携してやらせていただくということで、近畿地建さんのご協力も得ながら取り組みを強化しております。基本的には、生活排水のウェートが高いことから、そういった対策も強化していくということで進めておりますし、それから、ワーストというような意味合いではなくて、本来の環境基準を達成することについて邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力をいただきますようにお願いを申し上げたいと思います。また、来年3月7日には、大和川クリーン作戦も展開をいたしますので、そういった意味合いでもご理解とご協力ををお願い申し上げます。

小谷委員　　ただいまご説明いただきました水質測定計画については、結構なことだと思います。ただ、私たち、去年ですか、環境保健部の方から発表された魚介類などのダイオキシンの検査の中で、マアナゴとかマイワシなどの検体の中からダイオキシンが出てきたということをお聞きしまして、今環境ホルモンも大変問題になっておりますので、そういった部門も含めて今後水質の検査などを強化していただきたいと思うんですけども、今ご説明いただいた中で、特に環境ホルモンの影響とか、まだ今後していかなくてはならないような調査内容がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

事務局（吉田室長）　　本日お諮りさせていただきます測定計画は、公共用水域並びに地

下水ともでございますけれども、環境基準等の設定を踏まえた中での計画を示させていただいております。今後、今ご指摘のような物質で環境基準等が設定されれば、測定計画に入れることは必要かと存じております。

なお、測定計画ではございませんが、いろいろな調査を実施してまいりたいということにつきましては、今後、国あるいは関係市町村等ともご協力を得ながら進めていきたいと思っております。

浦野委員 地下水の測定計画の中で汚染井戸周辺地区調査があるわけですが、去年でしたか、松原市内に3ヵ所、地下水の汚染が見つかったということで、その後、定期モニタリング調査をおやりにならっている地点が、この松原のT-50-1、-2、-3というふうに理解していいんでしょうか。

事務局（吉田室長） 今、委員のご質問の地点で定期モニタリングをやっております。 ()

浦野委員 その後の経過はどうですか。

事務局（吉田室長） 経過につきましては、今手元にございませんので、後ほど経年的なものをお報告させていただきたいと思います。

矢吹会長 この計画は、毎年度作成しているものでございまして、特に内容についてはご異論はないようだと、こちらは受け取っているわけでございますが、この諮問のとおりの内容で答申いたしたいと思っておりますが、よろしくございますでしょうか。

(「異議なし」と^{の有}呼ぶ者あり)

ありがとうございました。それでは、原案どおりの内容で答申することといたします。また、答申文の作成等の取り扱いにつきましては、私にご一任願いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 ()

それでは、引き続きまして、報告案件に入らせていただきます。報告案件は3件あると伺っておりますが、最初に、平成9年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策についての報告をお願いいたしたいと思います。

事務局（小野澤課長） 環境管理課長の小野澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の資料2-1に基づきまして、平成9年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告について、ご説明いたしたいと存じます。

本報告は、環境基本条例第10条第1項の規定により、前年度における環境の状況と豊

かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を取りまとめ、9月の定例府議会に報告いたしましたもので、大阪府環境総合計画の諸施策の基本方向に沿って取りまとめてございます。

1ページをごらんください。第1部「環境の状況」でございますが、「生活環境」では、府民の生活に直接影響する環境の汚染状況等について記述をいたしております。自動車につきましては、保有台数が一貫して増加しておりますのに対し、ディーゼル化率は、右のグラフの黒丸のついた線をごらんいただきますと、近年増加傾向が続いていましたものが、8年度の17.3%から、9年度は17.1%へと初めてわずかながら減少をいたしております。廃棄物につきましては、産業廃棄物の発生量が右下の棒グラフにお示しいたしておりますように、平成7年度は、前回調査の昭和62年度と比べ、約1割減少しております。また、少し飛んで4ページをお開きいただきますと、中ほどの表にございますように、一般環境大気中のダイオキシン類の調査におきましては、大気環境の指針値であります1m³当たり0.8pg-TEQを上回ったものが34地点中6地点ございました。

6ページをごらんいただきたいと思います。「自然環境」の部分では、府域に存在する生物その他の自然について記述いたしております。府域の生態系の中には貴重な動植物がございまして、和泉葛城山のブナ林のような、これは天然記念物に指定されておりますが、自然植生的な樹林は希少となってきております。

8ページをごらんください。「都市環境」の部分では、都市空間や景観などについて記述いたしております。②の公園・緑地をごらんいただきますと、府域の公園・緑地の面積は年々増加傾向にございますが、1人当たりでは、全国平均7.28m²と比べましてまだ少ない状況でございます。

次に、11ページからでございます。第2部「9年度に講じた施策」について記述しておりますが、昨年の本報告で取り上げました3つの今日的課題に関する進捗状況について、初めに述べております。

まず第1点、11ページ下段でございますが、「地球温暖化防止に向けた取組」について、昨年12月に開催された地球温暖化防止京都会議、いわゆるCOP3に合わせたシンポジウムの開催やガイドラインの策定を行うとともに、「エコエネルギー都市・大阪計画」の策定に向け、府域のエネルギー使用の実態調査や省エネルギー、自然エネルギー技術の導入効果の検討などを実施いたしております。

12ページの第2点、微量有害化学物質による環境汚染の未然防止に向けた取り組みに

つきましては、新たに環境基準が設定されましたベンゼン等3物質などの環境モニタリングを開始するとともに、ダイオキシン類対策としまして、発生源対策や環境調査を実施いたしております。

第3点の「環境教育・学習の一層の推進に向けた取組」につきましては、環境教育用教材の作成や環境保全活動のリーダー育成のためのセミナーの開催、さらにはインターネット利用による環境情報と府民相互に交流できる場の提供、これらを実施いたしております。

個別の施策につきましては、15ページから26ページにかけまして記述をいたしております。「第6次大阪地域公害防止計画」を策定しましたことや、「環境影響評価条例」の制定、また、アイドリング規制のために条例を改正いたしましたことなど、新規施策を中心に記述いたしております。特に、ダイオキシンを含む有害化学物質の対策につきましては、新たに節を設けまして、20ページの第7節に施策の詳細を記述いたしております。

次に、少し飛びまして、27ページをお開きください。第3部「今後の課題と方向」でございますが、27、28ページには、今後特に留意すべき事項といたしまして、4点を挙げております。

第1点は、「地球温暖化防止に向けた取組」としまして、COP3において温室効果ガスの削減数値目標等を盛り込んだ京都議定書が採択されましたを契機に、環境負荷の少ない循環型社会への変革の必要性を記述いたしております。

第2点は、「有害化学物質についての包括的な取組」といたしまして、総合的なダイオキシン類対策の実施や、環境ホルモンなどの有害化学物質についての知見の充実の必要性について記述いたしております。

第3点は、「地下水汚染対策についての取組」といたしまして、最近社会問題となっております有機塩素系化合物による地下水汚染につきまして、汚染調査の実施や、法改正を踏まえた浄化対策等、地下水汚染対策の推進の必要性について記述いたしております。

第4点は、「事業活動における自主的な環境管理の促進」といたしまして、環境影響評価条例の全面施行や、府みずから環境ISOの取得を初め環境に優しい行動を目指す取組の必要性を掲げております。

その他、個別の課題と方向につきましては、29ページ以降に各分野ごとに記載いたし

ております。

以上が報告の概要でございます。なお、本報告につきましては、このほど「平成10年度版大阪府環境白書」として一般向けに発行したところでございます。今後とも、より一層の施策推進に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わりたいと思います。

矢吹会長　　ただいまの報告につきまして、何かご意見なりご質問等がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

青山委員　　資料2-1でございますが、冒頭の廃棄物のところに産廃の量が出ています。これは平成7年度となっておるんですが、物理的に変化が加速する時代に、今ごろ平成7年の資料云々というのもおかしな話です。今、情報社会でございますから、もうちょっと早く、例えばこの面でいいますと、平成8年度あるいは9年度ぐらいの直近のデータがいただきたいと思います。

それからいま一つは、今後の施策について、前年どおり、また新たな施策等々ございます。特に、車両の窒素酸化物につきましては、いろいろな法令がございますが、現実には煙を出して走るディーゼル車があります。これは、違反ではありますけれども、通告をして、それからということでございまして、実効をなさない。もう少し罰則をもって臨む手はずをしない限り、口でいかに唱えたり文章にあらわしても実際の窒素酸化物の排気はなくならないだろうと、私は常々思っているんです。

この2点についてお考えがあれば、お答えいただきたいと思います。

事務局（池田課長）　　環境整備課長の池田でございます。

廃棄物の関係のデータでございますけれども、私ども廃棄物管理計画というものを策定しております、その関係で、中間年度ということで、5年を経過いたしました時点で平成7年度現在のデータを収集させていただいたわけでございます。このデータの収集につきましては、アンケート調査、あるいはいろいろな業界のデータをいただきまして推定をするという形にさせていただいておりまして、平成7年度のデータがようやく8年度末ぐらいにまとまったところでございます。本当に申しわけないんですけども、平成7年度の分が最新のものでございまして、よろしくお願ひいたします。

事務局（谷口課長）　　ディーゼル車の規制のお話でございますけれども、現在の大気汚染、特にNO_xの汚染の状況の中で、車、特にディーゼル車がその大きな原因となっておりますことは今お示しのとおりでございまして、それをどのように減らしていくかが

現在の大きな課題となってございます。

ディーゼル車の規制につきましては、ガソリン車に比べて規制がおくれていたということがございますけれども、特に本年12月には新たなディーゼル車の規制が環境庁から示されまして、今後、現行の3割から6割が順次カットされていくということで、順次規制も強化されていくこととなってございます。自動車というものが現在の日常生活、経済活動の中で不可欠なものとなっております現状を考えますと、なかなか罰則をもつてというのは難しいかと思いますが、基本的には排ガス規制の強化、あるいは自動車の総量をいかに抑制していくかということで自動車排ガス対策を進めてまいりたいと考えてございます。

西口委員 施策がたくさん書かれているんですが、個々の施策でどの程度効果があったか。これは、なかなか測定しにくい部分があると思うんですけれども、具体的にわからない。結果といいますか、それを何とかうまく記述する方法を工夫していただければ、もう少しわかりやすくなるのではないかと思うんですが、これは感想というか意見です。

事務局（小野澤課長） 施策効果の判定という観点からご意見をいただいたわけでございますが、私どもは、環境基準に照らして、その状況がどうであるのか、それから大気汚染なり水質汚濁の状況が経年にどういう変化をしていくのか、これをグラフで示すことで評価いたしております。ただ、なかなか短い期間では顕著にあらわれない、少し長期的にあらわしていく必要があるのではないかと思っております。

ただ、わかりやすく環境の状況を示さなくてはいけないということは私どもも考えてございまして、個々の環境事象をトータルにあらわせるような何か指標ができるのかということで、今いろいろ勉強をしているところでございます。

小谷委員 ただいまの資料の4ページに大阪市のダイオキシンの測定値がありまして、私の地元・大正区でも0.84という数値が出てまして大変ショックを受けているところでです。この際、対策を進めていただいている部分もありますけれども、今後のダイオキシン対策について少し要望をさせていただきたいと思います。

一つは、すべての一般廃棄物の焼却炉の排出ガスとか焼却灰などの検査、及び焼却炉付近の土壤、水質の総点検・調査を行っていただきたいという点です。それから、今もやっていただいていると思うんですけれども、土壤汚染対策の強化を国にもさらに求めさせていただきたい。産業廃棄物の焼却炉のダイオキシン調査は、府やそれぞれの自治体の職員の方もぜひ立ち会って進めていただきたい。焼却炉に対する厳しい規制基準の法制

化を、国に対して求めていただきたい。発生源対策について、ごみの分別収集の徹底とか再資源化によるごみの大幅減量に取り組むことをさらに強化していただきたい。そして、技術とか行政面で、国の指導、援助を求めるとともに、府は財政難ということですけれども、こうした面での予算の大幅な増額をぜひしていただきて強化していただきたい。

こういう点につきまして、ご要望させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

矢吹会長 どうもありがとうございました。それでは、ちょうど今の要望に続きまして、平成10年度の大坂府ダイオキシン対策についてのご報告をお願いいたしたいと思います。
事務局（松本参事） 環境指導室ダイオキシン対策チームの松本でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大阪府のダイオキシン対策について説明させていただきます。まず、対策の経緯でございますが、資料2-2でございます。1ページをお開きください。

大阪府におきましては、豊能郡美化センターに係るダイオキシン類問題が明らかになる以前から、有害化学物質対策の一環として、環境庁、厚生省など国の関係機関とも協力いたしまして、大気環境や大阪湾等の環境調査、さらには母乳中のダイオキシン類濃度測定などを実施してまいったところでございます。

平成9年度には、環境保健部の関係課で組織するダイオキシン対策検討会を設置いたしまして、ダイオキシン類の発生源対策及び環境調査について部内関係課の連絡調整を図るとともに、平成9年8月の廃棄物処理法及び大気汚染防止法の政省令改正によるダイオキシン類発生抑制並びに大気環境濃度指針値が示されたことを受け、平成9年11月に全国に先駆けて法規制対象外の小型焼却炉を対象とした指導指針を策定するなど、対策を講じてまいっております。

そのような中で、本年4月20日、豊能郡環境施設組合より、豊能郡美化センター周辺土壤から8,500pgという高濃度のダイオキシン類が検出されたという調査結果の報告を受けたところでございます。そのことにより、翌21日に、大阪府といたしまして、豊能郡美化センターの問題を含む府内のダイオキシン類に関して総合的な対策を講じるため、環境農林水産部長を議長といたします府内5部局にまたがる大阪府ダイオキシン対策会議を設置いたしております。4月28日は第1回の対策会議を開催いたしまして、発生源対策、環境調査、健康対策、作物・食品対策の4部会で合計20項目の各種対策を提示い

たしました。

6月5日には、大阪府が行うダイオキシン類に関する環境対策等に関し、専門技術的立場から学識者の意見を得ることを目的といたしまして、ダイオキシン類に関する環境対策検討委員会を設置いたしております。6月10日には、豊能郡美化センター周辺の環境改善対策への指導、支援など、ダイオキシン問題についての当面する緊急的課題を解決するための環境農林水産部のプロジェクトチームといたしまして、専任のダイオキシン対策チームを設置いたしました。

さらに、厚生省は9月21日に、生活環境審議会廃棄物処理部会ダイオキシン対策技術専門委員会を開催いたしまして、美化センターにおける汚染原因究明調査の結果が発表され、湿式排ガス処理施設に附帯する開放型冷却装置からダイオキシン類を含んだ水がミストとして落下したこと、また施設内及びその近傍に現在も極めて高濃度のダイオキシン類が残留していることが明らかになっております。

そのため、同日、大阪府ダイオキシン対策会議におきまして、9項目の緊急対策を講じることといたしました。また、各種対策の進展に対応し、例えばダイオキシン類による府民への健康影響の実態を把握するために行う、健康調査につきまして、その内容等を検討し調査結果を評価するとともに、今後の大坂府のダイオキシン類に対する健康対策のあり方を検討することを目的とするダイオキシン類健康影響評価等専門委員会を10月1日に設置するなど、豊能郡美化センターの問題にとどまらず、国との連絡調整や広域的自治体として市町村を指導、支援するための体制を整えるなどダイオキシン対策に努めているところでございます。

それでは、対策の内容について説明させていただきます。

3ページをお開きください。まず、発生源対策でございます。

緊急対策でございますけれども、まず、豊能郡環境施設組合に対する指導でございます。高濃度のダイオキシンが検出されました美化センター周辺の土壤、調整池の底泥等についての除去対策でございますが、これにつきましては、大阪府が設置いたしましたダイオキシン類に対する環境対策検討委員会に諮りまして、1,000pg以上の土壤につきましては撤去、保管する、南側の高校農場の1,000pg未満につきましては覆土するという対策を実施することとしております。また、9月21日に厚生省より公表されました調査結果により、美化センター施設内に極めて高濃度のダイオキシン類が残留していることが明らかになったことを受けまして、施設の閉鎖、さらには立ち入り防止措置を施設

組合に対して指導しております。美化センター施設内の高濃度ダイオキシン類汚染物の撤去、保管でございますけれども、これにつきましては、府が設置しました検討委員会に高濃度汚染物除去対策専門部会を設置いたしまして、国内でも初めてということでございますので、民間技術の公募という形で対応することとしております。さらに、美化センター北側の部分につきましても、9月21日の厚生省の報告によりまして南側と同程度の汚染状況が判明いたしましたので、検討委員会を開いて詳細な調査ポイント等を検討していただいたところでございまして、既に今週の21日、22日にその調査を実施しております。

続きまして、美化センターと同様の間欠運転方式の焼却施設周辺における土壤中のダイオキシン類の緊急調査でございますけれども、府下には同様の施設が4ヵ所ございまして、これにつきましては町とも協力し、既に周辺土壤等については実施しております。

また、美化センターと同様の開放冷却装置を有するごみ処理施設に対しまして、緊急的に焼却管理、施設の維持管理の総点検を行うため、9月21日以降、直ちにそれぞれの施設管理者に対して指導を実施しているところでございます。

一般対策でございますけれども、市町村のごみ焼却炉につきましては、ダイオキシンの削減計画の指導と、ダイオキシン類の削減、さらにはリサイクルをするためには広域化が必要であるという考え方のもとに、府としても広域化計画を現在策定中でございます。また、産業廃棄物に対する指導につきましては、今もちょっとご質問がございましたけれども、大阪府といたしましては、先ほど申しましたとおり、大阪府の廃棄物焼却炉に係る指導指針によりまして、法的には200kg/h以上の規模が対象となっておりますが、さらに小型の焼却炉についても指導しているところでございます。さらに、代表的な産業廃棄物の焼却施設、廃油あるいは廃プラスチック等といった部分についても、排ガスの調査を実施しているところでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。環境調査でございます。

緊急対策項目といたしまして、ダイオキシンの土壤環境基準の設定に向けて、国へ要望を行っております。環境庁におきましては、土壤中のダイオキシン類に関する検討会を設置しまして、先月24日、居住地域の土壤の対策基準を提案しております。それによりますと、居住地における対策基準を土壤1g中1,000pgとされております。また、排ガスの洗浄施設、開放型冷却塔を持つ施設につきましても、現在厚生省の方で調査でございまして、その結果に基づいて、大阪府においても市町村と連携しながら調査を実

施する考え方であります。

一般対策項目でございますけれども、環境モニタリング調査では、大気質としましては、大阪府としては、府の代表的なポイント7地点、さらには政令市等で38地点、計45地点について測定を実施しているところでございます。水質等でございますけれども、河川につきましては代表的な河川である淀川、大和川の2ヵ所、さらに大阪湾で4ヵ所、土壤については5ヵ所、地下水は3ヵ所、調査を実施しております。さらに、新たに学識経験者を交えた検討委員会を設置いたしまして、ダイオキシン等有害化学物質の検査分析体制のあり方についても検討をしているところでございます。

それでは、5ページをお開き願いたいと思います。健康対策でございます。

能勢の美化センターでは、4月20日の高濃度の汚染報告から、あるいは排ガスの調査結果も厚生省が示しております緊急対策基準80ngを大きく超えました150、180ngというものが検出されておりますので、美化センター近傍5km以内の地域につきまして、第1子出産直後の授乳婦に対して母乳の調査を実施しております。さらには、健康相談、それから成人健診などを数回にわたって実施をしているところでございます。また、9月21日、豊能郡美化センターの施設からダイオキシン類を含む水がミストとして飛散していたこと及び同施設において高濃度のダイオキシン類が検出されたことにかんがみまして、既存の住民健診等の分析あるいは母乳調査に加えまして、血液中のダイオキシン類測定を初めとする健康調査を国、地元町等と連携しながら実施しております。なお、環境施設組合の従業員につきましては、労働省が実施しておりますが、府においてもその調査に協力しているところでございます。

続きまして、6ページ、作物・食品対策でございます。

緊急対策項目としまして、まず、作物の安全性の対策でございます。地場農産物の安全性に関しまして、環境調査結果について専門分野からの検討を行い、能勢町及び町農協に対し情報を提供しております。また、風評被害が生じないよう、作物安全性の広報活動も実施しております。それから、農地の安全確認調査としまして、国と連携して農作物に対するダイオキシン類の吸収移行試験を実施するとともに、ごみ焼却施設周辺の作物の調査を実施いたしました。さらには、国への要望といたしまして、先ほど述べましたように居住地の土壤の対策基準として暫定的な指針値1,000pgが提案されましたけれども、農用地についてはまだ提示されておりませんので、そのようなものについても国に要望しているところでございます。

一般対策でございますけれども、府内で生産される野菜、牛乳等につきまして、ダイオキシン類濃度の調査を実施いたしました。また、農業に関する研究者等でワーキンググループを設置いたしまして、ダイオキシン類の作物への吸収特性、農地の土壤中におけるダイオキシン類の動態等について検討し、地元農業者等に資料を提供する予定でございます。

このように、大阪府といたしましても今後ともダイオキシン対策に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

矢吹会長　ただいまのご報告につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

田中（義）委員　ただいま、本当に丁寧なご報告をちょうだいいたしました。大阪府の方では、発生源対策、また環境調査、健康対策、作物・食品に対する部会等をつくって非常にご熱心に対応していただいておりますけれども、ダイオキシンの問題が出てまいりましたのが、この1ページの「ダイオキシン対策に係る主な経緯」の中にもございましょうように平成8年7月、そしてまた平成9年1月からこうして公表を始めたという経過があるわけでございます。まだ1年有半しかたっていない、こういう経過がございます。

この対応については、各市町村におきましても非常にご熱心にやっていただいている、またそうした問題についてはぜひともやらなくちゃならない問題であるわけでございますけれども、結局、880万府民の皆さんの、みずから健康と命を守っていくという中でのご協力をですね。ということは、台所から発生したもの処理について、いわゆる家庭ごみの収集で今分別とかいろいろとやっておりますけれども、そうした問題を含めて、ダイオキシンがこれだけ怖いものであるという、その認識のPRがまだ足らないのではないか、このように思う次第でございます。

一般の市民の皆さん方にしますと、ダイオキシンとは何かといいましても、なかなかそれをご理解いただけないような現況もあるわけでございますので、ダイオキシンとはこういう怖いものですよと。それから、今まで産廃なりごみ焼却等は非常に長い歴史を持っておるわけでございますが、その廃棄されたところの調査等もまだこれからやっと行われる部分もございますし、なかなかそれらが公表されない部分もございます。こうした問題について、今まで大阪府の方ではそれこそ即戦即応して対応をいろいろと考えていただきしておりますけれども、府民の皆さん方にダイオキシンの怖さというものをいかにご認識いただいて、全体的な中で我々みずからこのダイオキシン問題について対応していくんだという自覚と認識を生むためのそれらが、いわゆる環境庁等でやっ

ていただいているものがなかなか徹底しにくい状況にあるのではないか。今日時点の非常に厳しい環境の中で、こうしたダイオキシン問題をもっと府民の皆さん方に周知していただく、そしてまたこの怖さを知っていただく、そのことのPRをもっとしていただきたいなと、このように思う次第でございます。

両官庁の中ではその対応について非常にご熱心にやっていただいておりますことは、心からお礼を申し上げるわけでございますけれども、880万府民の皆さん方のみずからの自覚と、その中で地球環境を守っていくんだ、ダイオキシンを出さないんだというこの方法論について、ひとつ今後ともよろしくご指導いただきたい、このように思う次第でございます。よろしくお願ひいたします。

矢吹会長 降ってわいたようなダイオキシン問題ですけれども、府としてはかなり多方面で対策を立てておられるように今お伺いしました。ただ、このダイオキシンに限らず、すべて環境問題というのは、企業、行政者を含めまして、生活者という立場で日ごろの行動をやっていただきたいと思うわけでございますので、市町村の方々も一体となってこの問題を取り上げていただきたいということをお願いする次第でございます。

杉本委員 今、会長さんから言われましたとおりだと思います。そこで、責任の問題を今ここでとやかく言う気はありませんけれども、確かに降ってわいたことには違いないですが、その設置の段階でやっぱり、800度あたりで燃やす云々の指導を含めまして今までやってきた、行政のお互いに経験のない中での一つの問題点というのは、これはこれなりに追及をしていかないとかん、私はそう思います。

それから、そのこととは別にしまして、このような格好で能勢問題、豊能問題がクローズアップされてきて、確かに大阪府の行政の方々も4つの部会で具体的に対応されて随分ご努力をいただいていることについては、私たちもお聞きをしておりますし、そういう認識に立っていますが、当面の問題としましては、広域化の問題が一つあります。現実的に、美化センターのごみ処理を北摂3市ないしは4市が受け持つて今やっているわけですが、そういう中で川西の方から提案があって、新たな対策として、いわゆる府県を超えた広域で始末をしようではないか、このような話も実は起こっています。ただ、それができ上がるにいたしましても、まだ場所も決まっておりませんし、2~3年はかかるであろうと。一方、処理を受け持つてはいるそれぞれの市町村も、新たな基準によって炉の改築をやらなきゃならない。そんな中での対応をどうするのかというのが、当面の具体的な問題として俎上に上がってきてるわけですね。

したがって、総論としては、確かに教育の問題もありますし、分別の問題等、これらお互いに議論していかなければいけないさまざまな問題がありますけれども、やっぱり当面は、ここで基準を議論なり何なりしたことが具体的に実るような方向で行政としてはぜひ対応していただきたい。

とりわけ、この4つの部会の問題にしましても、発生源対策をやりましょう、環境調査をやりましょう、これは確かに大事なことですから、これをもっと追求してもらわないといけませんけれども、それぞれの課題を担保する何かをどこかがやはり……。大阪府は方針を出すだけよというんじゃなしに、市町村にやりなさいということであれば、大阪府もそれなりに、そのことについての担保をどこでどうするのかということも含めて、新たな部会をつくるぐらいの対応を行政としてされたらどうなのかなと、こんなふうに私は常々思っておるんですが、その辺をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

矢吹会長 ほかにございませんでしょうか。最後にまとめて答弁願えればと思います。

青山委員 私は、間欠炉周辺対策で、美化センターと同様の施設に云々と書いてますけれども、大阪府下に幾つあって、どのような調査をしたのかという具体的なことが聞きたいわけです。

それから、一般対策事項として、「速やかに作成するよう指導するとともに、それに基づき対策が実施されるよう指導する」となっています。対策があれば、必ずお金がかかります。そのお金を市町村に対してどう分担するのか、しないのか、あるいは厚生省が負担するのか、こういうことの指針を明らかにせん限り、市町村も大変なことだろうと思いますよ。

それと、文言に文句をつけるわけじゃないんですが、例えば何々について「要望」「行う」「する」と。するのなら、しました、その結果がどうです、ということが私は欲しいんです。日本語というのはややこしうございまして、行うとか、やるとか、するとか書いておいたら、何かやっているような気がします。しかし、「する」では、それはいつするかわからないんです。既にやっているかもわからん、あるいは現在進行中かもわからん。そういう予定であるということは、よくわかります。そういうことは、やはりきれいごとで終わらんようにやってほしいなというのが私の思いでございます。

林委員 今、いろいろ意見をいただいている、ほとんど出ていると思いますが、先ほどおっしゃいましたように、結局、生活者の私たち、特にごみ問題等でしたら女性がかかるのが現在はまだ多いと思います。男性の方も協力していただいているとは思うんで

すが。そういう中で、ダイオキシン発生はどうして起こるのかとか、そういう環境教育というんでしょうか、その辺に力を入れていただければと。教育を含めまして、知ることによって皆さん非常に興味を持ちます。

私たちが知っている限り、ダイオキシン問題の恐怖、あるいは環境ホルモンが今非常に話題になっておりまして、国の方も真剣に取り組もうとしていただいておりますが、やはりその辺をまず啓発してといいますか、知ることからこの問題は非常に深まっています。21世紀に向けてきれいな地球をという意味では、環境はこここの問題だけじゃなくて、そういう教育を含めまして、やはりこらでしっかりと力を入れてやっていかなくてはならないということで、特に若い世代を含めた私たち一般府民に対する教育に力を入れていただきたい、そのように思います。

山口委員 ダイオキシンの対策は、あくまで出てきた部分の緊急対策ということで、今まで努力されてきたこと、これからの方針については非常によくわかりました。それで、今後、こういったごみをすべて燃やしていくという日本型の焼却方式をどう変えていくのか。それぞれ行政の皆さんも、議員の皆さんも、ヨーロッパなどの国ではごみを燃やすずにいろいろな部門でリサイクルしていく方式というのがあると思うけれども、ごみを有資源だという循環型社会へどう切りかえていくか、そういった施策がこれから出されるのかどうか、その点もぜひ緊急の検討課題にしていただきたいと思います。

西口委員 モニタリングの調査地点なんですけれども、河川2カ所というのは少ないんじゃないかな。というのは、浄水場の取水口は淀川沿いにも何カ所かあると思うんです。各浄水場で検査されているのかどうかわかりませんけれども、その辺、やはり府民の方に不安があるので、もう少しふやした方がいいんじゃないかなというのがあります。それと、健康調査のデータですけれども、これは公表をされる予定があるのかどうか、それを教えていただきたいと思っております。

矢吹委員 どうもありがとうございました。それでは、府の方で一括してご答弁いただきます。

事務局（吉田室長） 非常に多くの委員の方から、ご要望あるいはご質問等をいただきました。

まず、ダイオキシン類に関しましては、その排出の約9割が産業廃棄物を初めとしたごみの焼却に起因する、これは今のお話の中にもございましたとおりで、最終的にその発生を抑えることについては、ごみの対策をどうするかというところに尽きるかと思っ

ております。もちろん、それ以外の発生源につきましても、先ほどの説明にございましたように、いろいろと調査に取り組んでいくということでございます。ごみの関係につきましては、一定減量化、あるいは資源化といった、いわゆる焼却をしないような形で対策を講じていくのがやはり基本にあるかと考えておりますし、現在、その方向で検討していくということで取り組みを始めているところでございます。また、国におかれても、そういう検討の方向を打ち出しておられるところでございます。

今、差し当たっての焼却炉の問題でございますけれども、これらにつきましては今回の国家予算の中でも相当の踏み込みをしていただいておりまして、各市町村等が対応いたします対策についても一定の補助が示されつつあるところでございます。こういったものを踏まえながら、府としては適切な指導を進めてまいりたいと思っております。

環境上の問題でございますが、今、いろんなところでの調査等についてさらに充実させる必要があることは私どもも認識をいたしておりますし、府だけではなくて関係の市町村、あるいは国の調査等と相まって調査の充実を図ってまいりたいと思っております。先ほどご説明させていただきました調査のポイント等につきましては、府が独自で実施したところをご説明させていただいておりますけれども、全体といたしましては、相当の地点で調査を進めておられますし、焼却炉等に関しましても、いわゆる焼却炉を設置しているところの実施測定につきまして指導を進めておりまして、そういったところからの調査も順次充実してきているような状況にございます。今後とも、こういった知見というものを深めてまいりたいと思っております。

それから、全体の対策等につきまして、いろいろな制度の問題でございますけれども、先ほども言いましたように基本的にはごみの対策が必要かと考えておりますし、こうしたものについて、国としても、廃棄物処理法等の改正も踏まえた全体的な制度の評価といった取り組みが進められております。また、それをどこまでするかという環境基準のような、いわゆる指針になりますものにつきましても、環境庁を初めとしたところで諸外国のデータ等も踏まえながら現在検討が進められておりまして、とりあえずは土壤について暫定的な中間の発表が先月に行われたという状況でございます。今後とも、こういった国の動きにつきまして私どもも素早く情報をキャッチしながら、府域の対応を進めていきたいと考えております。

全体を通じまして大体そういったご意見であったかと思いますが、いずれにしましても、本府の他の府県にないようなダイオキシンについての状態は、強く認識をいたして

しております、知事以下、それについての万全の体制を今後とも検討し、またそれについて実施をするよう進めていきたいと考えております。また、そこから得たデータにつきましては、速やかに公表させていただいて、先ほど来環境教育あるいは啓発等のお話もございましたが、そういった場のすべてを活用する形でご理解を深めていただくよう取り組みをしていきたいと思っております。

以上でございます。

矢吹会長 大変貴重なご意見をいただきましたので、府当局としましても、これを参考にして今後行政を進めていっていただきたいということをお願いする次第でございます。それでは、このご報告はこれで打ち切ることにいたしまして、次の報告に入りたいと思います。続きまして、騒音に関する環境基準の改正についての報告をお願いいたします。

事務局（谷口課長） 交通公害課長の谷口でございます。

それでは、騒音に係る環境基準の改正につきまして、資料2-3に基づきましてご報告をさせていただきます。ご報告する内容は、本年9月末に環境庁の告示により行われました騒音に係る環境基準の改正の概要と、改正に伴い必要となります環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定についてでございます。資料の1ページで概要をご説明し、2ページ以降で少し詳しくご説明をしてまいります。

まず、資料の1ページでございます。

現行の騒音に係る環境基準は、昭和46年に閣議決定されたものですが、今回、28年ぶりに改正が行われまして、平成11年4月1日から施行されることとなりました。

今回の環境基準の改正は、本年5月の中央環境審議会の答申「騒音の評価手法等の在り方について」を受けてなされたものでございまして、騒音の評価手法を中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、地域の類型区分等を見直し、最新の科学的知見を踏まえて新たな基準値が設定されたものでございます。

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに決められておりますが、地域の類型を当てはめる地域の指定は、環境基本法第16条第2項の規定に基づき、都道府県知事にその権限が委任されておりますので、本府におきましては、環境庁大気保全局長通知や市町村のご意見等を踏まえ、平成10年度末までに地域の指定を行うこととしております。

続いて、2ページをお開き願います。ここに今回の改正の概要をまとめておりますが、

2番の改正の概要のところに改正の要点を記載いたしております。

改正内容の1点目は、等価騒音レベルの採用ということでございます。環境基準の評価手法として、現行では、騒音レベルを小さい順に並べてその中央に位置する値をとる中央値が使われておりますが、新しい環境基準では、等価騒音レベルというものが採用されております。等価騒音レベルは、騒音データをエネルギー量で平均したもので、騒音の総暴露量をより正確に反映し、国際的にも広く使われていることなどから採用されたものでございます。

改正の2点目は、環境基準値について、騒音影響に関する等価騒音レベルによる新たな科学的知見などを踏まえて、新しい基準値の設定がなされたことでございます。また、道路に面する地域のうち幹線道路の近接空間について、基準値の特例が設けられております。これにつきましては、3ページの環境庁告示をごらんいただきながらご説明申し上げたいと思います。

ごらんのように、新基準値は、現行のものと同様、まず一般地域の基準値が示され、次に道路に面する地域の基準値が示されております。現行と異なっておりますのは、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間について特例が設けられている点でございます。この特例は、幹線道路の近接空間については、道路交通や地域の状況、屋外の騒音低減対策に制約があることといった諸状況を踏まえ、その生活環境を適切に保全するため定められたものでありまして、これを対策の目標として示すにより、効果的な沿道対策の推進も含め、施策の推進を促すものであるとされております。また、この等価騒音レベルにより示された新しい基準値につきましては、環境庁では、地域類型及び時間の区分によって異なるが、一般地域及び道路に面する地域ともに、現行の環境基準値に比べ基準値を全体として強化したものであるとされております。

2ページにお戻りいただきまして、改正の3点目は、環境基準値の評価について新たな原則が導入されたことでございます。現行では、地域を代表すると思われる地点等で測定評価がなされておりますが、騒音の影響は発生源の位置等によって局所的に大きく変化することがございますので、新環境基準では、個別の住居ごとに評価が行われることとなっております。また、道路に面する地域におきましては、一定の地域ごとに地域内のすべての住居等のうちの基準を超過する戸数及び超過する割合を把握することによって、地域全体としての環境基準の達成状況の評価がなされることとなりました。

環境基準の概要の説明は以上でございますが、先ほどの3ページ、4ページに環境庁

告示を載せておりますので、詳細は後ほどごらんいただければと存じます。

次に、環境基準の改定に伴い行います騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について、資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、環境基準の地域の類型は、新環境基準ではAA地域、A地域、B地域、C地域の4つの区分といたしております。AA地域は療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域、A地域は専ら住居の用に供される地域、B地域は主として住居の用に供される地域、C地域は相当数の住居とあわせて商業、工業等の用に供される地域とされております。現行の環境基準との相違点は、現行のA地域が新環境基準ではA地域とB地域に細分化されたことでございます。

地域の指定につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、環境基本法の規定によりまして都道府県知事に委任されております。地域の類型の当てはめにつきましては、環境基準の告示とあわせて示されました環境庁大気保全局長通知によりまして、原則として都市計画法に定める用途地域に準拠して行うものとされ、類型ごとに適用する用途地域が示されておりますので、本府においてもこの考え方沿って、また現行の区分を基本的に生かしながら地域の指定を行うことといたしております。

本府における地域の指定の案には、地域の類型ごとの具体的な地域の当てはめを示しております。AA地域につきましては、施設の廃止がなされたものを削除しましたほかは現行と同じでございます。A地域及びB地域につきましては、環境庁通達で示された用途地域の区分に従って当てはめを行い、用途地域の指定のない地域についてはB地域といたしております。C地域については、現行と同じでございます。

続いて、6ページでございますが、道路に面する地域の環境基準及び幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を載せております。6ページの下の方に掲げております幹線交通を担う道路、及び幹線交通を担う道路に近接する空間の定義は、環境庁大気保全局長通知の内容に従って記載いたしているものでございます。この地域の指定の案につきましては、あらかじめ各市町村及び府内の関係課に対し意見を求めましたところ、特に異議がないとの回答を得ているところございますので、今後、所要の手続を経まして、来年3月末までに、本案をもとに告示を行う予定といたしております。

資料の方には、最後の7ページに、ご参考までに平成6年12月の現行の環境基準の地域指定の告示を載せております。

最後になりましたが、本府といたしましては、今後、新環境基準に対応した適切な測

定体制の整備充実に努めますとともに、環境基準の達成に向けて、関係諸機関と連携して一層の騒音対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で、騒音に係る環境基準の改正に関する報告を終わらせていただきます。

矢吹会長　　ただいまの報告につきまして、何かご意見なりご質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

難波委員　　ただいまご説明がございましたように、等価騒音レベルを採用するということと、もう一つは地域の類型に当てはめる地域指定の権限は都道府県知事にあるということでございます。その場所で問題になるのが幹線道路近接空間における特例で、これは特に大きな値になっております。どれが幹線道路近接空間かということは、2ページの「2 改正の概要」の(2)のbのところに書いてございますけれども、騒音実態、居住実態、屋外における騒音の低減対策の物理的、技術的制約等の条件を前提とした上で決めるとなっております。

ところが、実際に、6ページの「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」と書いてある表の下のところに、幹線交通を担う道路とはという非常に詳しい定義がありまして、さらに近接する空間とは何かということで、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は15mとか、2車線を超えるときには20mと、非常にきっちりした定義がございますので、こういう地域を指定するときにどのあたりまで知事さんの権限の範囲があるのか、つまり裁量の余地があるのか。これから環境を保全する上で大事な問題ですので、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

事務局（谷口課長）　　幹線道路近接空間の特例が設けられまして、それをどのような範囲にするかということにつきましては、中環審の答申では必ずしも明らかでなかったわけでございますけれども、環境庁の告示がなされたときに同時に示された環境庁の先ほどの大気保全局長通知の中で、今の6ページに掲げております幹線交通を担う道路の定義、さらにそれに近接する空間とはこういうものであるということが実ははっきりと書かれております。そして、環境庁の説明会がございまして、そこに担当が出席をいたしましたとき、その点について地方で一定の地域の事情を考慮できるような弾力性があるのかという質問も出ましたけれども、そこについては地域の裁量はないのだということです、このように定めてございます。

矢吹会長　　よろしうござりますでしょうか。

私の司会が悪くて予定の時間を少々超過いたしましたので、言い残したことがあった

と思われては困るわけですけれども、もし何もなければ、このあたりで閉会にさせていただきたいと思います。

本日は、長時間、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

閉会 午後3時41分